



令和8年度 保育ヘルパー新規登録者 募集案内



募集定員 先着15名

業務内容 市が主催する事業等の実施時間中に、参加者の子ども（1歳～未就学児）を保育する

登録資格

- (1) 心身ともに健康であること
- (2) 保育士、幼稚園教諭、養護教諭、看護師いずれかの資格がある、または子育ての経験があること
- (3) 市内在住の人

登録期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの1年間

勤務日時 市が主催する事業のうち、年に数回、1回あたり数時間程度登録者の中から必要に応じて都度採用しますので予めご了承ください

- (1) 事業日時に合わせて、事前に依頼の連絡をします
- (2) 原則、事業実施場所の近隣にお住まいの方を優先的に採用するため、依頼する頻度は異なり、採用がない場合もあります
- (3) 採用予定でも、子どもの体調不良等により、当日に勤務を要しなくなる場合があります



勤務場所 市役所本庁舎、各公民館、各保健センターなど
市が主催する事業の開催場所による

報酬 時給 1,347円（予定）、交通費相当額支給

登録方法 事前に「保育ヘルパー新規登録者研修会」へ電話申込みのうえ、必要書類を持って研修会にご参加ください

※ 研修会の申込み人数が定員に達した場合は募集を締め切らせていただきます
(研修会に出席できない方は登録いただけません)

研修会 日時：令和8年3月3日（火）午後2時00分から
※ 研修会の終了後（目安3時40分頃から）簡単な個別面接を行います

会場：船橋市職員研修所 501研修室（湊町2-6-10）

必要書類 ①～⑤をご提出いただきます

- ① 履歴書（写真貼付、市販のものでも可）
- ② 保育ヘルパー登録申込書
- ③ 相手方登録申請書
- ④ 通勤届
- ⑤ 本人確認書類のコピー
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの写し)
- ⑥ 印鑑

こすると消えるペンや、
鉛筆での記入は×

ホームページはこちら



①、②、③、④の書類は市ホームページから入手できるほか、市民協働課や男女共同参画センターでお渡しできます。
郵送での入手を希望する方は、「保育ヘルパー登録申込書希望」と朱書きした封筒に、返信用封筒（定形封筒に110円分の切手を貼り宛先を明記）を同封のうえ、船橋市市民協働課（〒273-8501 船橋市湊町2-10-25）あて送付してください。

＜申込み・問合せ先＞ 船橋市 市民協働課 男女共同参画係 TEL：047（436）2107